

(別添)

## 平成30年度土木建築系資格試験対策講座業務委託仕様書

### 1 業務委託名

平成30年度土木建築系資格試験対策講座業務委託

### 2 委託業務の目的

若者の県内建設企業等への就職及び就職後のキャリアアップを促進するため、県内建設企業等に就職を希望し、又は就職している若者を対象とする土木建築系資格試験対策講座の実施を委託します。

### 3 委託業務の内容

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定のうち、土木施工管理（種別：土木）又は建築施工管理（種別：建築）に係る2級の技術検定（学科試験）を受けようとする者を対象とする土木建築系資格試験対策講座の開催
- (2) 受講生の技術検定の受験及び合格の状況のとりまとめ
- (3) その他土木建築系資格試験対策講座の開催に付随する一切の業務

### 4 仕様

- (1) 開催する講座の種類、対象者及び内容

- ① 種類

平成30年10月28日に実施される2級土木（種別：土木）施工管理技士学科試験の受験対策のための講座（2級土木コース）と同年11月11日に実施される2級建築（種別：建築）施工管理技士学科試験の受験対策のための講座（2級建築コース）の2コースを開催すること。

- ② 対象者（2コース共通）

次のいずれかに該当する者とする。ただし、コース毎に50名程度まで、又は2コース合わせて100名程度まで受け入れられるようにすること。

- (ア) 平成30年度中に17歳以上となる者のうち、県内建設企業等（県内に本社がある企業のうち、土木・建築工事等を請け負う建設企業や設計・測量等の建設コンサルタント会社をいう。以下同じ。）に就職を希望している県内の高等学校の生徒、高等専門学校若しくは専修学校若しくは大学の学生又は公共職業能力開発施設の訓練生であって、県に対して受講の申込みがあった者
- (イ) 平成30年3月31日時点で30歳未満の者のうち、県外の学校（大学、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設をいう。）に進学し、又は県外の企業に就職し、退学、卒業又は退職の後、県内建設企業等に就職した者（受講申込の時点で県内建設企業等と恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限る。）であって、県に対して受講の申込みがあった者（③に記載する負担金を納付する者に限る。）
- (ウ) 平成30年3月31日時点で30歳未満の者のうち、県内に本社がある企業を退職した後、県内建設企業等に再就職した者（受講申込の時点で県内建設企業等と恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に

限る。)であって、県に対して受講の申込みがあった者(③に記載する負担金を納付する者に限る。)

③ 内容(2コース共通)

- ・ ②(ア)に該当する者については、受講料等を無料とすること。
- ・ ②(イ)又は(ウ)に該当する者については、通常徴収している受講料の二分の一以内の額に相当する負担金の納付を求め、受託者が直接、当該者又は当該者を雇用する県内建設企業等から徴収すること。
- ・ 受講生が会場に集まりテキストやビデオ映像等の教材を用いて学習するスクーリング形式の講義、又はスクーリング形式の講義とパソコンやスマートフォン等で学習するWeb形式の講義の組み合わせにより実施すること。
- ・ スクーリング形式の講義は、受講生が参加しやすい日時に、県内3箇所以上で実施すること。
- ・ 講義時間は、コース毎に、概ね30時間から40時間程度とすること。
- ・ コース毎に、県内1箇所で、1回以上、模擬試験を行うこと。
- ・ その他学科試験の合格に寄与するものであること。

(2) 技術検定の受験及び合格の状況に関する資料の作成及び提出

受講生の技術検定の受験及び合格の状況を集計した資料を作成し、提出すること。

(3) 委託完了届等の作成及び提出

委託業務が完了したとき又は平成31年2月15日のいずれか早い日までに、委託業務完了届その他委託契約書で定める書類を作成し、提出すること。

## 5 個人情報等の保護

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならないこと。

## 6 契約に関する事項

(1) 契約期間

契約期間は、契約締結の日から平成31年2月15日までとすること。

(2) 契約金額

契約金額は、委託業務に係る一切の経費を含むものであること。

(3) 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないこと。ただし、一部委託については、あらかじめ、県の承諾を得たときは、この限りでない。

(4) 委託料の支払

委託料は、委託契約に基づき、概算払又は精算払の方法により支払うものであること。

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、委託契約書で定める。